

豊中市公式ホームページにおける
だれもが利用しやすいホームページを
作成するための方針とガイドライン

平成29年（2017年）3月

豊中市

目次

1. はじめに	3
2. こうした取り組みが求められる背景～国などの動き～	4
(1) 障害者差別解消法の施行	4
(2) ウェブアクセシビリティを規定した JIS 規格	4
(3) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」	5
3. さまざまなバリアへの対応	5
(4) 利用環境やソフトウェアに関すること	5
(5) 視覚障害に関すること	5
(6) 聴覚障害に関すること	6
(7) 肢体不自由に関すること	6
(8) 高齢に関すること	6
(9) 子どもに関すること	6
4. 誰にとっても使いやすいホームページの作成について	7
(1) サイトの全体構成に関すること	7
(2) さまざまな状況の利用者への配慮	9
(3) さまざまな利用環境への配慮	14
(4) 音声読み上げソフトを利用する人への配慮	16
(5) アクセシビリティの確保・向上に関すること	20
5. ウェブアクセシビリティの目標と実現するための取り組み	21
(1) 市公式ホームページにおけるアクセシビリティ対応の対象と例外事項	21
(2) 目標とする適合レベルと達成する期限	21
(3) 目標を達成し、維持していくための取り組み	21

1. はじめに

ホームページは、外出がままならない人でもインターネットを通じて必要な情報を得ることができたり、文字を何倍にも拡大して見ることができたり、さらには音声に変換して読み上げたりと、利用者の多様な状況に適した形で、情報を伝えることを可能にするものです。

しかし、現状のホームページは、キーボードとマウスを自由に扱い目で見えて情報を得ることだけを想定して作られたものが多く、本来ホームページから情報を得る必要性の高い障害者や高齢者ほど、多くのバリア（障壁）があるため、こうしたバリアを取り除き（バリアフリー）、誰でも求める情報に容易に到達できるホームページの必要性が強く指摘されています。

こうしたホームページへの指針については、すでに国やインターネットのウェブ技術の使用などを取り決めて標準化を進めている企業・大学などが設立した団体によるガイドラインが発表されており、豊中市（以下「市」といいます。）においても、平成 16 年（2004）6 月に、これらのガイドラインなどの趣旨を踏まえ、「だれもが利用しやすいホームページ作成指針」、平成 22 年 4 月には「だれもが利用しやすいホームページ作成基準」を策定し、バリアフリーに配慮した市公式ホームページ作りに努めてきました。

そのような中、インターネットが主要な情報発信手段の一つとなってきたことに加え、平成 28 年 3 月に日本工業規格（JIS）において JIS X 8341-3 が改正され、ウェブアクセシビリティの確保を図ることがより求められるとともに、同年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）が施行されました。情報発信の手段としてホームページを管理・運営していく中で、誰もが支障なくホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティを向上していくことが、ますます重要になってきています。

そこで市としても、平成 22 年に策定した「だれもが利用しやすいホームページ作成基準」を、市公式ホームページを対象としたウェブアクセシビリティ方針と作成ルールのガイドラインとして改定することで、より高いレベルの市公式ホームページのウェブアクセシビリティの実現をめざすものです。

市公式ホームページは、管理システムである CMS を導入しており、CMS の機能を活用して一定のウェブアクセシビリティの水準は満たしています。しかし、利用者にとって利用しやすいホームページとするためには、CMS を利用してコンテ

ンツを作成する各部局の職員一人ひとりがウェブアクセシビリティの意識を持つことが大切です。このガイドラインに基づき、身体状況や利用環境などさまざまな環境の中で市公式ホームページを利用する人がいることを、常に思い描きながら、継続的に取り組むことが、少しでもバリアの少ない、誰もが利用しやすいホームページに近づく第一歩であると考えています。

※アクセシビリティ…身体障害のある人や高齢の人、子どもを含む誰もが様々な製品・交通・建物・機器・サービス等を支障なく利用や操作が可能な状態のこと。また、このガイドラインで使用する「ホームページのウェブアクセシビリティ」とは、高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人を含め、パソコンの扱いに不慣れな人や初めてそのホームページを訪れる人でも、ホームページで提供される情報が正確に伝わり、提供されている機能やサービスを容易に利用できることを意味します。

2. こうした取り組みが求められる背景～国などの動き～

(1) 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ・ 同法において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置付けられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。
- ・ インターネットが主要な情報発信手段の一つとなってきたことから、市のホームページなどの重要性はより高まっており、高齢者や障害者を含め誰もが支障なくホームページなどを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む必要が高まっています。

(2) ウェブアクセシビリティを規定した JIS 規格（JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ）（平成 28 年 3 月 22 日改正）

- ・ ホームページなどを高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準を定めた規格で、平成 16 年（2004）に初めて公示。2 度の改正を経て、現在は JIS X 8341-3 として公示されています。

(3) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(平成28年4月公表)

- ・ 高齢者や障害者を含む誰もが地方公共団体のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、ウェブアクセシビリティの維持・向上を支援するために総務省が作成したガイドラインです。
- ・ 公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016に基づき実施すべき取り組みの項目や重視すべき考え方などが解説されています。

3. さまざまなバリアへの対応

市は、市公式ホームページのウェブアクセシビリティを確保し向上させるため、次の観点に配慮して、市公式ホームページの作成を行います。

(1) 利用環境やデバイスに関すること

- ・ 従来ホームページはパソコンを通じて閲覧されることが多かったですが、近年はスマートフォンやタブレット、テレビ、ウェアラブル端末などさまざまなデバイスでホームページが閲覧されるようになってきました。そのため、特定のデバイスやバージョン、機種、種類に依存した技術などによる情報発信がバリアになることがあります。

(2) 視覚障害に関すること

① 視力に関すること

- ・ 全盲の利用者は、音声読み上げソフトやテキスト情報を点字に変える点字変換ソフトなどを使って、ホームページを利用します。マウスではなく、キーボードを使ってリンクの選択やページ移動などを行います。このため、ホームページの全体像や各ページの概要をすぐに把握できません。
- ・ 音声読み上げソフトは、画像などの非テキスト情報を認識できないため、画像が多用されたページでは、内容を理解することが難しくなります。
- ・ 音声読み上げソフトの読み上げ順に配慮したページレイアウトができていなければ、ページの内容が適切に伝わらなくなります。
- ・ 弱視の利用者や高齢者は、画面拡大ソフトやブラウザの機能を使って文字を拡大することが多いことから、ページの文字の大きさを固定したり、文字を画像で表示したりしていると、そのページから円滑に情報を得られなくなります。

②色覚に関すること

- ・ 色覚障害では、特定の色と色の組み合わせが判別できなかつたり、判別しにくかつたりします。赤と緑に関係する色で混同が起きる場合が多くあります。
- ・ 色によってのみ意味づけを与えているような情報は、その内容が伝わりません。色がなくてもその内容が伝わるような配慮が必要です。

(3) 聴覚障害に関すること

- ・ 音声のみで提供している情報に対しては、文字情報などの代替テキストがなければその内容が伝わりません。

(4) 肢体不自由に関すること

- ・ キーボードやマウスがうまく利用できない人は、これらの機能をさまざまな支援装置や支援ソフトで代替しています。マウスの場合と違って、画面上を自由に移動できないため、長いスクロールがあつたり、ページのリンク数が多すぎたりすると、大きな負担となります。
- ・ キーボードの操作ができない場合、画面上のたくさんの文字入力是非常に時間を要する作業となります。

(5) 高齢に関すること

- ・ 加齢によって、視覚や運動機能などが変化するため、上記(2)から(4)の内容が複合的に生じてきます。
- ・ 細かい文字などが見えにくくなつたり、色の判別が難しくなつたりします。白内障では、青色と黄色の区別ができにくくなります。
- ・ マウスやキーボードの細かな操作が困難になってきます。

(6) 子どもに関すること

- ・ 子どもは、知能が発達段階にあるため、複雑な文書表現についての理解が十分ではなく、また集中力の持続ができません。複雑な構成や読みの難しい言葉を用いないよう配慮します。

4. 誰にとっても使いやすいホームページの作成について

市ホームページは、次の基準に基づき作成します。

(1) サイトの全体構成に関すること

① トップページで、サイトの全体像が分かるようにする

- ・ ホームページのトップページは、初めての利用者でもそこにアクセスすれば、開設の目的、全体構成の概要などの情報がすぐに把握できるよう、分かりやすいページにします。

② ページデザイン等を統一する

- ・ 多数のページで構成されるホームページにおいては、各ページが同一サイトのページであることが分かるよう、ページ構成及びデザイン等に一貫性を持たせるようにします。
- ・ 背景、テキスト、画像、色使い、シンボルマーク、リンクボタンなど、ホームページを構成する素材の配置場所や扱い方法を同一にしたり、各ページに必ず1か所共通するデザイン素材画像を使用したりして、デザインの統一化を図るようにします。

③ サイト内を移動するための案内表示（ナビゲーション）を統一する

- ・ 目的の情報への道筋が分かりやすく、利用者が容易にサイト内を移動できるように、前のページやトップページへの戻るボタンなど、各ページの同じ位置に同じデザインの案内表示を用意します。（「パンくず式ナビゲーション」（トップページから現在のページまでの階層を表示するもの：例えば「トップページ>豊中市ホームページについて>ウェブアクセシビリティについて」などと表示される）も、ホームページ内での現在の自分の位置を確認できるものとして有効です。）

④ 深い階層を作らない

- ・ できるだけ少ない回数のクリックで目的のページに到達できるよう、階層の深いページ構成は避けます。

⑤各ページにその内容を示すページタイトルをつける

- ページの概要がすぐに分かるよう、ページごとにタイトル（ブラウザ左上に表示される部分）をつけます。
- 検索エンジンで情報を探す場合には、ページタイトル名が検索結果として表示されます。
- 初めてページを開いた利用者が、どのような内容が書かれているかを容易に想像できるタイトルをつけるようにします。上の階層からたどっていった人には理解できるようなタイトルだと、検索エンジンで直接ページを開いた人には分かりにくいタイトルになってしまう場合があります。

⑥簡潔で分かりやすい文章を心がける

- 文章は簡潔で分かりやすく、あまり長い段落にならないよう読みやすさに配慮します。
- 日本語のページでは、むやみに外国語（カタカナ言葉）を用いないようにします。やむを得ずなじみのない外国語（カタカナ言葉）を用いる際には、解説をつけるなどの配慮が必要です。
- 省略語、専門用語、流行語、俗語など、利用者にとって理解しにくいと考えられる用語は、多用しないようにします。使用するときには、初めて記載するときに定義します。
- 利用者にとって、読みの難しいと考えられる言葉（固有名詞など）は、多用しないようにします。使用するときには、初めて記載するときに読みを明示します。
- ホームページは、文章だけではなく、分かりやすい図記号、イラストレーション、音声などを併せて用いるように配慮します。

⑦ファイル名・フォルダ名には半角英数小文字を使用し、簡潔で分かりやすい名前をつける

- ファイル名・フォルダ名には、日本語や英数大文字は使わないでください。また、簡潔で分かりやすい名前をつけ、やむを得ず長くなるときは、アンダーバーを使用します（例 kouhou_kouchou.html）。他の記号や空白（スペース）は使わないようにします。

⑧使用する言語を宣言する

- ・ ホームページで用いられている言語は日本語だけではなく、さまざまな言語を使用している場合があります。このような場合、ホームページの中で使用している言語を明確にしていないと、音声読み上げソフトが正しい発音で読み上げられなかったり、点字ディスプレイが正しく表示できなくなったりしてしまうため、html 要素の lang 属性にそのページで基本となる言語の言語コード（例えば日本語の言語コードは「ja」、英語の言語コードは「en」）を指定し、さらに言語が切り替わる箇所で改めて使用言語の言語コードを指定する必要があります。

(2) さまざまな状況の利用者への配慮

①背景色と文字色のコントラスト（対比）に配慮する

- ・ 背景の色に対し、文字色が十分な明るさの違いをもっているようにします。
- ・ 赤と緑や、青と黄の色の組み合わせは使わないようにします。

②色によって意味づけを与えているような情報は、色がなくてもその内容が伝わるようにする

- ・ 注意や強調、図表での説明などの際に、色によって情報を伝えようとする場合には、デザインや形状を変えたり、文字情報を追加したりして、色がなくてもその内容が伝わるようにします。
- ・ 文字の色に意味を持たず（例：青字で記載した日は午後休み）と、音声読み上げを利用している人や色覚障害のある人にとっては情報を得ることができないので、文字の色以外でも情報を伝えるようにします。

③文字などにリンクを指定する場合は、適切な大きさと間隔をとる。また、リンクであることとリンク先の内容が分かるようにする

- ・ 文字幅の狭い所にリンクを指定すると、マウスを自由に扱えない人はうまくクリックできないことがあります。リンクを設定している場所と場所との間隔を十分あけます。

【良くない例】 [a](#)へアクセスする

【良い例】 「[a ページへアクセス](#)する」

- ・ リンクを設定した文字には下線をつけます。
- ・ リンクを設定した部分は、リンク先の内容が推測できるような表現を心がけます。

【良くない例】 戻る 詳しくはこちらをクリック

【良い例】 トップページへ戻る

詳しくは、豊中市の概要のページへ

④ リンク画像にはリンク先が予測できる代替テキストをつける

- ・ リンク画像には、リンク先の内容が予測できるテキストなどの代替情報を提供します。

⑤ フォントサイズを指定する場合は、相対的な大きさを表す単位を使う。また、できるだけ標準的なフォントを用いる

- ・ 文字の大きさをピクセルで固定してしまうと、利用者がブラウザの機能を使って文字サイズを変更することができません。文字の大きさは、相対値(em、%など)で指定します。
- ・ 特殊なフォントは、利用者のパソコンにインストールされていない場合があります。できるだけ標準的なフォント(ゴシック体など)を使用します。

⑥ 文字を画像化して使用する場合は、文字サイズ、色のコントラストなどに配慮する

- ・ 画像化した文字は、ブラウザで文字サイズや色のコントラストを変更できません。文字を画像化する場合は、見やすい文字の大きさを確保するとともに、はっきりとした色のコントラストを心がけます。
- ・ 音声読上げソフトを利用する視覚障害者のための<alt>タグについては、16ページを参照

⑦ 文字や画像を点滅・移動させない

- ・ 高齢者や弱視者などの中には、文字や画像を点滅させたり、移動させたりすると、内容をうまく認識できなかつたり、負担を感じる場合があります。文字や画像を点滅・移動させる時は、それを止める機能を併せて提供する必要があります。

⑧形や位置だけに依存して情報を提供しない

- ホームページの内容を理解・操作するのに必要な情報は、形または位置だけに依存して提供しません。例えば、天気予報において、太陽の形は晴れ、傘の形は雨という意味を持たせてしまうと、音声読み上げソフトのユーザーは認識できません。また、「『●』が右にあるときは開館」、「『●』が左にあるときは閉館」のように位置だけに依存して情報を提供している場合や、「○」は必要、「-」は不要など記号に意味を持たず場合も、音声読み上げソフトのユーザーは認識できません。

【例】 良くない例

<今月の開館日>

●右：開館 左：閉館

	4月1日	4月2日	4月3日
午前	●	●	●
午後	●		● ●

<必要書類>

	印鑑	写真	住民票の写し
新規登録	○	○	○
内容の変更	○	-	○
登録の解除	○	-	-

「○」は「マルジルシ」、「-」はハイフンと読み上げられるため、音声読み上げソフトの利用者には意味が伝わりません。また、記号は表示が小さくなってしまうことがあるため、見えにくくなってしまいます。

⑨リンク先は同じウィンドウで表示するようにし、できるだけ新しいウィンドウを開かないようにする。

- 視覚に障害のある人や高齢者、操作に不慣れな初心者などは、新しいウィンドウが開いたことを認識しにくかったり、前のページに戻る操作に戸惑ったりする場合があります。同時に複数のページを参照してもらいたいような場合以外は、新しいウィンドウは開かないようにします。

⑩ 自動的にページを更新したり、他のページに移動したりしない

- ・ 視覚に障害のある人や高齢者、上肢に障害のある人にとっては、その内容を把握できないまま、あるいは必要な操作ができないまま、ページが切り替わってしまうこととなります。
- ・ アドレス変更などのため、やむを得ず自動的に新しいページへ切り替える場合は、切り替える旨をテキストで表示するとともに、表示内容を把握できる程度の時間を確保します。

⑪ キーボードで操作できるようにする

- ・ 上肢に障害のある人や音声読み上げソフトを利用する視覚障害者、知的障害を持つ人によっては、マウスの操作が困難な場合があります。ホームページを作成する際には、キーボードで操作できるようにします。

⑫ Java Script、Flashなどの動的な技術は、重要な情報の発信には使わない

- ・ 音声読み上げソフトには、Java Script、Flashなどの動的な技術に対応していないものもあります。操作の基本的な部分に関することや情報の核心的な部分に関する事など、重要な情報はできるだけこれらの技術を使って発信しないようにします。
- ・ やむを得ず使用する場合は、テキストなどで代替情報を提供するようにします。

※Java Script…マウスを合わせるだけで選択メニューを表示したり、自動的に画像を入れ替えたりするなど、ホームページ上でさまざまな表現を実現することができるプログラミング言語。ホームページのタグに直接書き込み、定義する。

※Flash……画像や音などの動きを自由に制御できる技術。無償の「Flash Player（フラッシュプレーヤー）」を使って、ブラウザで表示できる。

⑬ 入力のためのフォームは、入力項目や操作方法などが分かりやすくなるよう配慮する

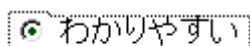
- ・ 音声読み上げソフトの読上げ順（左上から右下）へ配慮して、入力項目の説明は入力欄の左側に配置します。
- ・ 必要な項目に丸印を入れるラジオボタンなどは、広い範囲で操作可能にします。

【良くない例】



選択する部分が丸印の箇所だけです。

【良い例】



※「わかりやすい」の文字の部分をクリックしても、ラジオボタンのチェックができる

- ・ 入力に時間制限を設けないようにします。

⑭ 利用者の誤操作に対応できるようにする

- ・ 利用者がホームページについて、誤った操作をしたとしても、元の状態に戻すことができる手段を提供するように配慮します。ウェブで施設の予約、各種申請手続きなどのサービスを提供する場合、ユーザーが誤った操作をした時でも操作の修正や取り消しができる手段を提供することが重要です。例えば、フォームに入力した内容を送信する前に、入力内容を確認でき、修正等ができるようなページを用意します。

⑮ HTMLのうち構造を表わすタグは、装飾のために使用しない

- ・ HTMLのタグには、見出しや引用、箇条書きなど、ページの構造を指示するタグと、太字や拡大、配色など、装飾を規定するタグがあります。ブラウザでは、前者が後者の役割も果たしているように見えるからといって、装飾のために構造を表わすタグを使用しないようにします。音声読み上げソフトで、正しく読み上げられない場合があります。
- ・ ページの見栄えを整えるためには、できるだけスタイルシートを活用します。

※スタイルシート…ホームページの見栄えを制御する技術。文字の大きさや行間の広さなど、ページの装飾に関する部分を1か所でまとめて定義することによって、サイト内のページ全体の見栄えを制御できる。

⑩基本操作部分は、ホームページ内で統一する

- ・ 「基本操作部分」とは、「次のページへ」、「前のページへ」、「このページの先頭に戻る」などのように、ホームページ内を移動したり操作したりするために用いるリンクやボタンのことです。基本操作部分の位置や表現がホームページ内で統一されていないと、利用者の混乱を招き、目的の情報を探しにくくなります。

⑪自動的に音を再生しない

- ・ 自動的に音を再生しないようにします。
- ・ 音は利用者が出力を制御できるようにします。

(3) さまざまな利用環境への配慮

①機種依存文字は使用しない

- ・ 機種依存文字には、以下のような文字があります。利用する環境（パソコンのOS。例えばWindowsとMac）の違いで文字化けが起きます。

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㊤㊦㊧㊨

I II III IV V VI VII VIII IX X i ii iii iv v vi vii viii ix x

ミリキセンメーグト、アーヘクリッワッカロド、センバニミリバ、mmcmkmmgkgccm²
平成 // NoKKTel(株)(有)(代)明治大正昭和

②1ページあたりの情報量に配慮する

- ・ ホームページを閲覧する誰もが十分な回線容量と高速回線を利用しているわけではありません。ファイルのサイズはできるだけ小さくするように配慮します。
- ・ 写真やイラストなど画像ファイルの容量は、できるだけ小さくします。必要以上に写真やイラストを使ったり、<table>タグによるページレイアウトを複雑にしたりすると、「重い」ページ（表示が遅いページ）になります。
- ・ PDFファイルやEXCELファイルなど、HTMLファイル以外でデータ等を提供する場合は、ファイルの種類や容量を明記するようにします。

③ ページの大きさは、スクロールに配慮して作成する

- ・ 原則として、各ページの横幅の大きさは、横 800 ピクセル×縦 600 ピクセルの画面領域で横スクロールが発生しないようにします。具体的には、ページの制作時に横幅をタグで設定する際は、750 ピクセル以下を指定するか、画面に対するパーセント (%) で指定します。
- ・ ホームページの縦の長さについても、スクロールの操作が難しい人などに配慮し、できるだけ短くします。やむを得ず、1 ページが長くなる場合には、ページ内を移動できるリンクを設けるなどの配慮をします。

④ できるだけフレーム（画面分割）は使用しない

- ・ 音声読み上げソフトの利用者にとって、ページの全体像の把握が難しく、ページ間の移動も手間がかかります。そのページにリンクさせるための設定も複雑です。フレームの使用は、必要最小限にします。

⑤ ブラウザのバージョンや種類に依存する技術は使わない

- ・ 特定のブラウザやバージョンだけで利用可能な技術は、それと異なる環境のもとでは、内容が表示されず、情報が伝わらない場合があります。
- ・ 例えば、文字を移動させるための<marquee>タグは、インターネットエクスプローラでのみ表示可能です。こうした特定のブラウザに依存した技術は、使用しないようにします。

⑥ 特定のファイル形式で情報を提供する場合は、できるだけテキストまたは HTML 形式でも提供すること

- ・ Word でのみ情報を提供する場合、そのソフトを利用していない環境では、情報を得ることができません。テキスト形式か HTML 形式でも情報を提供するように努めます。
- ・ PDF ファイルで情報提供する場合も、できるだけテキスト形式か HTML 形式のファイルといっしょに提供するように努めます。

(4) 音声読み上げソフトを利用する人への配慮


① 各ページにその内容を示すページタイトルをつける


- ページの概要がすぐに把握できるよう、ページごとにタイトル（ブラウザ左上に表示される部分）をつけます。ページを見て内容を把握できない視覚障害者にとっては、ページタイトルは音声読み上げソフトが最初に読み上げる部分であり、ページ概要の把握に不可欠です。


② 文字情報を含む画像ファイルには、必ず<alt>タグを用いて、説明文（代替テキスト）をつける

- 音声読み上げソフトでは、<alt>タグがない画像の情報（写真やイラストなど）を認識できません。バナーやロゴマークなどで文字情報を含む画像を使用する場合は、必ず<alt>タグを用いて、その画像に対する説明文（代替テキスト）をつけるようにします。音声読み上げソフトを利用する視覚障害者は、これによって画像に記載されている文字情報を理解することができます。
- 説明文は、本文と区別がつくよう、簡潔に画像の内容を紹介します。

【タグ】

【良くない例】  ← 「タイトル画像」

 ← 「市民の皆様からの応募でデザインが決まりました。」

【良い例】  ← 「豊中市章の画像」

- 画像に<alt>タグを使用しない場合、音声読み上げソフトは画像のファイル名をそのまま読み上げてしまいます。

【例】

※<alt>タグを記述しなかった場合は、「シショウピリオドギフ」というように、画像のファイル名をローマ字のまま読上げます。

- ・ 画像ファイルのうち、箇条書きのためのボタン画像や装飾としてのみ使用する画像、ページレイアウトのために使用するスペース画像など、ページ内容と直接関係のない画像については、<alt>タグには説明文ではなく、半角スペースを入れ、音声読み上げソフトが何も読み上げないようにします。
- ・ 画像にリンクを設定する場合は、<alt>タグでリンク先の内容を記述します。利用者はリンク先がどんなページなのか判断できます。<alt>タグがない場合は、リンク先の URL アドレスをそのまま読み上げてしまいます。

③ 文章の途中で、強制的に改行したり、スペースを挿入したりしない

- ・ 文章や単語の途中で、スペースや
タグによる強制改行をすると、音声読み上げソフトではこれらを「文の区切り」と判断し、意味の通じない読上げ方をしてしまうことがあります。改行は、文節の切れ目など区切りのよいところで行います。
- ・ 一つの意味をなす語句の途中では、スペースを入れないようにします。
- ・ レイアウト上やむを得ず文字間を空けなければならない場合は、スタイルシートを用います。一見スペースが入っているように見えますが、HTML の記述ではスペースがないため、読み上げ方には影響しません。

【例】 1) 改行やスペースを入れない場合

” 日曜” → 読み上げ結果 : 「にちよう」

2) 途中で強制的に改行した場合

” 日
曜” → 読み上げ結果 : 「ひ よう」

3) 途中でスペースを入れた場合

” 日 曜” → 読み上げ結果 : 「ひ よう」

4) スタイルシートを使用した場合

【タグ】 <td{letter-spacing:2em}>

” 日 曜” → 読み上げ結果 : 「にちよう」

④記号文字や図形文字の使用は必要最小限にとどめる

- ・ 音声読み上げソフトでは、特定の記号文字や図形文字（○□+-*/（まる、しかく、プラス、マイナス、アスタリスク、スラッシュ）など）を読み飛ばすよう設定されているものもあります（ソフトや利用者の設定によって異なります）。これらの文字を多用した場合、文章の読み上げが不自然になることがあります。記号文字や図形文字はあまり使用せず、文字による表記を心がけます。
- ・ 「@（アット）」、「〒（ゆうびんばんごう）」、「～（から）」などは、標準モードでも読み上げられます。
- ・ 「%（パーセント）」のように、通常は読み飛ばされ、数字のあとに置かれた場合のみ読み上げられるものもあります。（設定などによります）

【例】	(1) よん%	(読み上げ結果 : よん)
	(2) 4%	(読み上げ結果 : よんぱーせんと)

- ・ 「-（ハイフン）」や「/（スラッシュ）」などは、数字と数字の間に置かれた場合のみ、特別な読み上げ方をします。（設定などによります）
- ・ 価格を表示する場合の「¥（えんマーク）」や「\$（ドルマーク）」は、記号として扱われるため、読み上げられません。価格を表示する場合は、「¥3000」ではなく、「3000円」とします。

⑤英単語の表記では、すべて大文字での表記は避ける

- ・ 音声読み上げソフトは、使用頻度の高い英単語などにも対応しています。ただし、すべて大文字で書かれた場合は、アルファベットで一文字ずつ読み上げる傾向があります。
- ・ 英単語を正しく読ませる場合は、全て小文字表記か、先頭一文字のみ大文字にする必要があります。

adress・・・(読み上げ結果 : アドレス)
Adress・・・(読み上げ結果 : アドレス)
ADDRESS・・・(読み上げ結果 : エイ、ディ、アール、イー、エス、エス)

⑥取り消し線を使用する場合は、表記上の工夫で補完する

- 音声読み上げソフトでは、テキスト文に取り消し線を引いていても、その文章は通常通り読み上げられてしまいます。このため、取り消されたことが明確に伝わるような表記上の工夫が必要です。

【良くない例】

~~6月2日~~のど自慢大会

※音声読み上げソフトでは、文言どおり「6月2日 のど自慢大会」とだけ読み上げられ、取り消しの意味が伝わりません。

【良い例】

~~6月2日~~のど自慢大会（中止になりました。）

※「中止になりました」という文言も読み上げられ、取り消しが伝わります。

⑦データのために表を掲載する場合は、必ず表の最初に「表題」を記載する

- 音声読み上げソフトは、表の内容をセル単位で、左上から右下へと、順番に読み上げます。利用者は「表題」がなければ、表の内容が読み上げられているということを認識できない場合があります。
- 隣接するセルの結合については、表中のセル構成を理解しにくくするため、複雑に入り組んだ「セルの結合」は行わないようにします。

【良くない例】

利用時間	市内住民	市外住民
1時間	500円	1,000円
2時間	1,500円	3,000円
3時間		
4時間	1,800円	3,500円
5時間	4,000円	

【良い例】

利用時間	市内住民	市外住民
1時間	500円	1,000円
2時間	1,500円	3,000円
3時間	1,500円	3,000円
4時間	1,800円	3,500円
5時間	4,000円	4,000円

⑧ ページレイアウトのために表 (<table>タグ) を用いる場合は、音声読み上げソフトの読み上げ順に配慮する

- ページをレイアウトする際には、表 (<table>タグ) がよく利用されています。音声読み上げソフトは、<table>タグの内容を HTML で記載されている順 (セル単位で左上から右下) に、順番に読み上げます。音声読み上げソフトの読み上げ順に配慮して、ページレイアウトを行います。

【読み上げ順の例】

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16

1	2	3	4
5			8
9	6	7	10
11			12

⑨ 共通メニューを読み飛ばせるように配慮する

- 共通メニューが長いと本文にたどり着くまで時間がかかってしまうため、読み飛ばす機能をつけるか、配置に配慮します。

(5) ウェブアクセシビリティの確保・向上に関すること

- ホームページは、最新の情報を提供するために、日々更新され、日常的に新しいファイルが作成されています。ホームページ全体のウェブアクセシビリティに配慮し、それを維持していくためには、一時的な対応でなく、運用の過程で維持して取り組んでいかなければなりません。

5. ウェブアクセシビリティの目標と実現するための取り組み

(1) 市公式ホームページにおけるウェブアクセシビリティ対応の対象と例外事項

- ・ 豊中市公式ホームページ内 (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>から始まるページ) を対象とします。
- ・ ただし、「とよなかチャンネル」 (/joho/kouhou/t_channel/index.html)、PDF ファイル・Word ファイル・Excel ファイルなどの形式で提供しているページ、google map により提供している地図情報を提供しているページは対象外とします。

(2) 目標とする適合レベルと達成する期限

- ・ 平成 29 年度末までに JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠することを目標とします。
- ・ 平成 29 年度には、市公式ホームページのリニューアルを予定しており、リニューアル後に適合試験を実施する予定です。

(3) 目標を達成し、維持していくための取り組み

- ・ ウェブアクセシビリティの重要性を全部局で共有していくため、年度に 1 度以上、職員向けのウェブアクセシビリティ研修を実施します。
- ・ 公開しているページがウェブアクセシビリティの面から問題がないかを確認するため、適合試験を平成 29 年度以降毎年度実施していきます。なお、平成 28 年度は、平成 29 年度に予定している市公式ホームページのリニューアルの参考とするため、任意に選んだ 40 ページについて適合しているかの試験を実施するとともに、市内在住の障害者・高齢者によるユーザー評価を実施しました。